

令和４年５月２０日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和4年度北塩原村農業委員会総会（5月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和4年5月20日（金）午後1時30分～1時57分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	小椋隆子	欠
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	欠
〃	4	二瓶睦夫	欠
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	欠
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	欠
〃	—	安部嘉久	欠
〃	—	柏谷孝雄	出
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員4名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中3名出席。

4. 欠席委員

農業委員 1番 小椋 隆子、3番 岩田 多吉、4番 二瓶 睦夫

推進委員 奥川 維之、 五十嵐 好則、 安部 嘉久

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 協議事項
 - ・別段面積の再検討について
 - ・令和5年度農林関係税制改正への要望について
- 第5 提出議案
 - 議案第1号
 - 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 佐藤 博
事務局 班 長 渡部 達也
事務局 主 事 穴戸 開

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和4年度北塩原村農業委員会定例総会5月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

(挨拶)

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は農業委員7名中4名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名中3名にも出席いただいております。なお、農業委員の小椋 隆子委員、

岩田 多吉委員、二瓶 睦夫委員、推進委員の奥川 維之委員、五十嵐 好則委員、安部 嘉久委員からは欠席する旨の届出がありました。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、2番 中川 博之 委員、5番 蓮沼 喜久雄 委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

(事務局から報告)

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは、協議事項に入ります。別段面積の再検討について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

(事務局説明)

○議長

説明が終了しました。それでは本件に関してご意見、ご質問等ございませんか。

国では別段面積の撤廃等も検討しているとの話がありますが、今のところは別段面積の設定が必要です。

○委員（推進委員 佐藤 誠一）

設定理由も納得いくもので、今すぐに変更の必要はないと思います。しかし、喜多方市や猪苗代町などは田んぼと畑で別々に設定しているということであり、今後は村でも田んぼ、畑と分けて別段面積を設定する必要があるのではないかと。

例えば畑で3反以上となると、新規参入などは難しいと思います。

○議長

経営する作物での設定も今後検討の必要があると思います。
今回については原案のとおりでよろしいでしょうか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。以上で別段面積の再検討について終了いたします。

○議長

続いて、2点目の協議事項に移ります。「令和5年度農林関係税制改正への要望について」、

事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

(事務局説明)

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で、令和5年度農林関係税制改正への要望について終了するとともに、協議内容の通り、福島県農業会議へ要望報告書を提出することとします。

○議長

それでは、議事に入ります。議案第1号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。今月は1件です。それでは、議案第1号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。次の許可申請について、意見を求めるものでございます。

1、申請当事者についてですが、譲受人は、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の方でございます。続いて譲渡人は〇〇〇〇さん、〇〇字〇〇の方でございます。

2、許可を受けようとする土地の所在等についてですが、〇〇字〇〇1096番696、地目は畑、現況は畑、面積は1,330㎡、利用状況は畑の1筆でございます。

3、転用計画についてですが、転用の目的はキャンプ用施設用地でございます。事由の詳細といたしまして、譲受人は、キャンプ用地として申請地を取得したい。譲渡人はこれに協力したい。とのことでございます。

続いて転用の時期ですが、県知事許可の日から令和4年8月15日まで。

施設の概要につきましては、建築物（住宅）の建築面積が62.24㎡で、所要面積については土地造成が1,220㎡、建築物が136㎡、工作物が793㎡で、合計で2,14

9㎡でございます。資金計画については記載のとおりでございます。

4、権利を設定、移転しようとする契約の内容についてですが、権利の種類は所有権。権利の設定・移転の別については、移転でございます。権利の設定の時期は許可日、権利の存続期間は、永年でございます。

5、転用することによって生ずる付近の土地・作物等の被害の防除施設の概要についてでございますが、平坦地であり造成の土盛りは必要最小限とし、必要がある場合はのり面を植生シート張りとする。とのことでございます。

農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置としましては、敷地内に下水道管及び汚水ポンプを設置し、北側村道内の下水へ流入させ、支障が及ばない様にする。

また、周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置としましては、北側農地と接する部分を通路にし、さらに1メートルの緑地を設け支障を生じさせない様にする。万一、周辺農地等に被害等が発生する場合は、当方で責任を持って解決します。とのことでございます。

地元農業委員の意見としまして、小椋 隆子委員、小椋 功委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

なお、当該地域は農振農用地区域外の農地でございます。

また、転用に当たっての許可基準の1つでもあります、農地区分ですが、第2種農地と判断しています。

続いて一般基準についてとなりますが、資金調達計画につきましては、資金証明証が添付されておりまして、実現性が見込まれます。

実施計画は明確で、許可後において、申請に係る用途に遅れなく供することが確実であると思込まれます。計画面積については、当該農地の形状や、周辺の土地利用の状況などからも妥当であると考えられます。

最後に周辺農地に係る支障についても、問題はないと考えます。

以上のことから一般基準についても適当と考えられます。

以上で議案第1号の朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、推進委員小椋 功委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○委員（推進委員 小椋 功）

今週の火曜日5月17日の午後2時に現地へ向かいまして、申請の件、申請者の代理人か

ら説明を受けました。下水についてはポンプで村の下水道へ流し処理をするということ、緑地を設けるなど話をされておりました。同行した県の職員の方にも確認頂き問題ないとのことでしたので、今回の転用について問題はないと考えます。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員（推進委員 佐藤 誠一）

写真に畝らしきものがあるが、これは何か。

○議長

前にイチゴを作っていた時のものではないか。

○委員（推進委員 小椋 功）

そうです。〇〇さんの息子さんも今後、畑を利用しないとのこと。

○議長

用地代については、先日、申請地周りの地目変更をした土地と併せて支払っているもので、今回の申請に関して環境省の許可もとっています。

○委員（推進委員 佐藤 誠一）

譲渡する方も協力的だということですし、問題ないのではないのでしょうか。

○議長

他に、ご意見、ご質問等ありませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

（異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 4年 5月 20日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ ㊟

議事録署名委員 番 _____ ㊟

議事録署名委員 番 _____ ㊟